

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和40年7月16日付けで退職後、国民年金の加入手続きを行い、同年7月から41年3月までの期間及び申立期間の保険料を42年12月ころにまとめて納付した記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録については、申立期間を含む昭和40年7月から42年3月までの国民年金被保険者資格記録とともに、申立期間直前の40年7月から41年3月までの保険料が納付されていたとして、納付記録が平成20年3月10日に追加されていることが確認できることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和41年12月1日に住所が不明であったために、納付書が郵送されなかったと推認できるが、その後、申立期間直前の40年7月から41年3月までの保険料を、42年7月28日に過年度納付していることが確認できることから、この時点において時効未到来であった申立期間に係る保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年10月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和48年4月から同年10月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間の保険料については、義兄が経営する会社に勤めた当初から、義兄が給与から差し引いて納付してくれていた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖商業登記簿謄本により、申立人の義兄は、昭和48年10月8日に「A社」を設立したことが確認でき、また、社会保険庁のオンライン記録により、同社が同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になったことが確認できることから、同日において、申立人及びその義兄は、国民年金被保険者資格を喪失し、厚生年金保険被保険者資格を取得しており、この時点で、申立期間の保険料が未納であれば、納付を勧められたと思料でき、事実、申立人の義兄の保険料は納付済みとなっていることから、申立人に係る申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、A社は、昭和51年12月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことから、再度、申立人及びその義兄は、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるため、両者の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は7か月と短期間である上、申立期間前後を通じて申立人が勤めていた会社は、途中で厚生年金保険の適用事業所になっているものの、仕事に変化は無く、申立人の保険料を納付するのに経済的な問題はなかったものと考えられることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から43年3月まで
② 昭和43年4月から同年8月まで

昭和36年より、A牧場に勤め、20歳を機に国民年金に加入し、安い給料ながら保険料を自分で納めていたが、両申立期間に係る保険料の納付記録が無い。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は5か月と短期間である上、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和43年9月14日から同年12月6日までの間と考えられ、加入時期からすると、現年度保険料として納付できる申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立人が申立期間当時に居住していたB自治体C郡において国民年金の加入手続を行った場合「*番」の国民年金手帳記号が払い出されることとなるが、申立人の国民年金手帳記号はD社会保険事務所管内の市町村に払い出される「*番」であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人が国民年金加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和43年9月ころと考えられ、この時点において申立期間①の大半については時効により保険料を納付できない。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①の保険料を後からまとめて納付した記憶は無いと主張しており、事実、申立期間①の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から58年6月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和57年1月から58年6月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①の保険料については、昭和59年5月又は同年6月ころにまとめて約8万円を納付した。

また、申立期間②の保険料については、昭和61年又は62年にA銀行本店で納付した。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②の保険料について、申立人は、昭和61年又は62年にA銀行本店において、納付したと主張しており、事実、社会保険庁のオンライン記録により、62年7月6日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、60年8月26日に申立期間②直前の58年7月から60年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間②の過年度保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②の前後において、その夫が厚生年金保険に加入しており、標準報酬月額による収入に大きな変化が見られなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人に係る申立期間②の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

2 一方、申立期間①の保険料について、申立人は、昭和59年5月又は同年6月ころに、まとめて納付したと主張しているが、この時点では、申立期間①の一部については時効により保険料を納付できないことから、申立内容に矛盾が認められる。

また、申立期間①直後の昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの保険料については、60 年 8 月 26 日に過年度納付されており、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年11月21日から56年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所（現在は、C社。）における資格取得日に係る記録を55年11月21日とし、資格喪失日に係る記録を56年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月21日から56年1月1日まで
② 昭和56年1月1日から57年12月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社D営業所に勤務していた昭和55年11月21日から57年12月31日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。

A社D営業所では、パートタイマーとして勤務し、昭和55年分の源泉徴収票、56年1月度分給与支給明細表、56年(昭和55年分)及び57年(56年分)の市民税・県民税特別徴収税額通知書にも社会保険料が控除されているので、社会保険に加入しているのは間違いない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、公共職業安定所に照会したところ、申立人に係る雇用保険加入記録は、A社B事務所において、昭和55年11月21日に資格を取得し、57年11月10日に離職となっている旨の回答を得ていることから、申立期間①中、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

また、C社から提供されたA社の健康保険組合に提出されたものと考えられる書類から、申立人がA社において、昭和55年11月21日に健康保険被保険者資格を取得し、56年1月1日に同資格を喪失したことが確認できる。

さらに、申立人から提出された、昭和55年分の源泉徴収票から、同年分の社会保険料として7,820円が給与から控除されていることが確認できるとともに、申立人から提出された、昭和56年1月度の給与明細書から、社

会保険料として7,498円が控除されていることが確認でき、この金額は、上記被保険者名簿に記録された標準報酬月額である9万2,000円を基に算出した厚生年金保険料及び健康保険料並びに雇用保険料の合計額のそれぞれ1か月分とおおむね一致する。

また、社会保険庁のオンライン記録上、A社D営業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、A社B事務所の被保険者記録において、A社D営業所に勤務していたと証言している同僚の氏名が確認できるとともに、これら同僚からA社D営業所の従業員は、A社B事務所の所属であったとの証言が得られたことから、A社D営業所の従業員については、A社B事務所において厚生年金保険被保険者資格を取得していたと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、C社から提出されたA社B事務所の申立期間①に係る健康保険組合に提出されたものと考えられる書類の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年11月21日から56年1月1日までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間②については、公共職業安定所の回答及び同僚の証言から、申立人が引き続きA社D営業所に勤務していたことは推認できるものの、C社から提出されたA社の健康保険組合に提出されたものと考えられる書類には、申立人は昭和56年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の記録がされているほかに申立人の記録は無い。

また、申立人から提出された昭和57年度(56年分)の市民税・県民税特別徴収税額通知書の社会保険料欄に記載されている金額は、昭和56年1月度分給与支給明細表の「健保・厚年」欄の金額を12倍し、1年分に換算した金額より大幅に少額であることから、56年2月分以降の給与から、厚生年金保険料が控除されていたとは認め難い。

さらに、C社に照会したところ、申立期間当時の厚生年金保険の適用についての資料は上記以外には保存されておらず、具体的状況が不明であるとの回答が得られているとともに、申立期間当時にA社B事務所において被保険者資格を有していた者に照会したものの、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事実も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成8年10月から9年9月までに係る標準報酬月額を41万円に、同年10月から10年7月までに係る標準報酬月額を44万円に、同年8月に係る標準報酬月額を26万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年9月30日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成8年10月1日から10年9月30日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この当時は月40万円程度の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年9月までは41万円、同年10月から10年7月までは44万円、同年8月は26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年9月30日より後の同年11月2日付けで、8年10月1日に遡及^{そきゅう}して訂正され、それぞれ9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社の取締役であった者から、申立人は、申立期間当時、専務取締役とは呼ばれていたものの、担当職務は仕上げ作業、受注、納品等の営業であり、経営に関する事項や社会保険関係事務には全く関与していない旨及び経営に関することは、自身や申立人を含む取締役には相談を全くせず、事業主が単独で決定し、社会保険関係についても全く相談を受けたこともないため、申立人も知らないと思う旨の証言が得られた。

また、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者7人に照会したところ、3人から、社会保険関係事務は事業主が行っていたとの証言が得られ、これらのことから、申立人が上記の標準報酬月額の変及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の変及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年10月から9年9月までは41万円、同年10月から10年7月までは44万円、同年8月は26万円にそれぞれ訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、昭和63年11月から平成2年9月までに係る標準報酬月額を41万円に、同年10月から4年8月までに係る標準報酬月額を47万円に、同年9月から6年1月までに係る標準報酬月額を53万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から平成6年2月28日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、昭和63年11月1日から平成6年2月28日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この当時は月40万円程度の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和63年11月から平成2年9月までは41万円、同年10月から4年8月までは47万円、同年9月から6年1月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年2月28日より後の7年1月5日付けで、昭和63年11月1日に遡及^{そきゅう}して訂正され、それぞれ8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のA社の事業主から、申立人は、申立期間当時、B営業所の所長を務めており、経営に関する事項や社会保険関係事務には全く関与していない旨及び標準報酬月額をさかのぼって訂正する処理は、当時の社会保険担当者が行ったものであり、申立人は知らないと思う旨の証言が得られた。

また、A社において、申立人同様、申立期間当時の標準報酬月額が引き下げ訂正されている、申立人の実兄から、申立人は同社の経営及び社会保険事務に

は関与していなかった旨の証言が得られ、これらのことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和63年11月から平成2年9月までは41万円、同年10月から4年8月までは47万円、同年9月から6年1月までは53万円にそれぞれ訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を平成6年3月から同年9月までは28万円、同年10月から7年3月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から7年4月30日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成6年3月1日から7年4月30日までの期間に係る標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。社会保険庁の記録では、標準報酬月額は15万円となっているが、実際にもらっていた給与は月額30万円くらいであったので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から同年9月までは28万円、同年10月から7年3月までは30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である7年4月30日より後の同年6月8日付けで、6年3月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、それぞれ15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された、申立期間当時の申立人名義の預金通帳から、平成6年1月から7年4月までの期間において、毎月の給与と思われる入金を確認でき、その入金額から、申立人は、申立期間中、社会保険庁の記録にある標準報酬月額以上の給与を支給されていたことが推認できる。なお、この給与と思われる入金は、B社からのものであるが、この点についてA社の事業主に照会したところ、B社はA社の関連会社であり、申立人は実際にはB社に勤務していたとの証言が得られた。

さらに、上記事業主は、社会保険料の滞納を解消するため、申立期間に係る標準報酬月額を事後的に引き下げる届出を担当役員が行い、報告を受けていたと証言している上、B社において、申立人と一緒に仕事をしていたとする申立

期間当時の同社の取締役に照会したところ、申立人は、C及びDの工事部の責任者ではあったが、役員ではなく、A社の社会保険関連事務に関する権限は全く無かったとの証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年3月から同年9月までは28万円、同年10月から7年3月までは30万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月20日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に昭和39年5月20日から同年6月1日まで勤務した期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

当時、A社C工場から同社D工場へ異動したが、昭和38年3月18日から53年8月29日まで継続して同社に勤務しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、A社において、申立人は、昭和38年3月18日に雇用保険被保険者資格を取得し、53年4月15日に離職した旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中、継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、E社（A社の現在名）から提出された労働者名簿から、申立人は、昭和38年5月時点で、A社C工場に在籍し、42年3月時点では、同社D工場に在籍したことが確認できたことから、E社に申立人の異動時期について照会したところ、同社の人事担当者から、「当社では通常1日付けによる異動が多いことから、申立人は、「A社」における資格取得日である昭和39年6月1日付けで同社C工場から同社D工場に異動したと思う。」旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社C工場に勤務し、同社B支店において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係るA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和39年

4月の記録から、同年5月分の標準報酬月額を2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を納付する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和52年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月21日から53年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和52年8月21日から53年4月1日までの期間の記録が無かつた旨の回答を受けた。

厚生年金保険料の控除の事実を確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社の退職者名簿及び申立人から提出された同社の給与明細票により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の給与明細票から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から同年3月まで
年金特別便が届き、自分の年金記録を確認したところ、6か月分が未納とされていた。昭和40年1月ごろに会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、1か月の未納も無く保険料を納めており、社会保険庁への申立てで一部記録が追加されたことから、行政側に不適正な記録管理があったことは明白である。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直前の昭和36年5月1日から40年1月31日までの厚生年金保険被保険者記録が、平成13年2月5日に追加されていることが確認でき、事実、申立人が保管する国民年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日が昭和36年*月*日と記載されていることから、仮に、申立期間の保険料を納付したとする場合、申立期間を含む納付可能な未納期間に係る過年度納付書が発行されるのが一般的であり、申立期間（3月）のみの納付書が発行されるとは考え難いことから、昭和40年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付についての記憶は無く、その手続を行った可能性のある父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月まで
昭和 60 年 3 月に A 町 (当時) に転居し、A 町役場 (当時) において国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を一括して納付した。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間内である昭和 59 年 10 月の保険料については、61 年 12 月分として重複納付した国民年金保険料の還付充当 (62 年 2 月処理) により納付済みとなっていることが確認でき、さらに、当該保険料の差額の還付金の振込先金融機関名及び口座番号が確認できることから、この時点では申立人が未納期間への還付の事実を認知していたものと推認でき、申立人の主張に信憑性があるとは言い難い。

また、申立人は、申立期間の保険料について、A 町役場の窓口において一括して納付したと主張しているが、申立人の主張どおり、一括で保険料を納付した場合、その金額は 16 万円以上となることから、申立人が納付した保険料の額をまったく憶えていないとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 58 年 3 月に退職した際には、すぐに国民年金の加入手続を行い保険料を納付しているため、その手続の大変さは知っている。

申立期間については、昭和 61 年 1 月末の退職後、母が、加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の国民年金第 3 号被保険者資格は、昭和 61 年 5 月 21 日に該当処理手続が行われていることが確認でき、仮に、申立人が申立期間について、国民年金被保険者資格を有している場合、同年 4 月ころに同資格についての該当手続が行われているべきであることから、申立期間について、継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

また、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、昭和 61 年 3 月 3 日に厚生年金保険被保険者との婚姻により、同年 4 月から国民年金第 3 号被保険者となっているが、申立期間については、国民年金強制加入被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定

申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から43年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和39年1月から43年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和39年ごろ、夫が職場の方に勧められて、私の国民年金の加入手続をA市B出張所で行ってくれ、保険料については、私が同出張所で納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月17日に国民年金に任意加入しているが、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間の保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、A市B出張所で納付したと主張しているが、A市では、申立期間当時、B出張所において国民年金の保険料徴収業務を行っていないことが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 1 日から 8 年 5 月 26 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、平成 6 年 5 月 1 日から 8 年 5 月 26
日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及^{そきゆう}して大幅に引き下げられている
ことが判明した。この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻
してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準
報酬月額は、当初、平成 6 年 5 月から 7 年 3 月までは 53 万円、同年 4 月から
同年 11 月までは 59 万円、同年 12 月から 8 年 4 月までは 50 万円と記録され
ていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日であ
る 8 年 5 月 26 日より後の同年 6 月 3 日付けで、6 年 5 月 1 日に遡及^{そきゆう}して訂正
され、6 年 5 月から 7 年 9 月までは 8 万円に、同年 10 月から 8 年 4 月までは
9 万 2,000 円にそれぞれ引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間当
時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時にA社において社会保険料の滞納はなかつ
たと主張しているが、同社の従業員から、申立期間当時に社会保険料の滞納
があった旨及び社会保険事務所の職員が何度か同社に来訪し、申立人が対応
していた旨の証言が得られた上、同社が社会保険料振替口座を設けていた金
融機関の申立期間当時の預金の取引記録を確認したところ、毎月所定の日に
社会保険料が引き落とされていないことが確認できることから、同社におい
て社会保険料の滞納があったものと推認でき、申立人が、申立人の標準報酬
月額をさかのぼって引き下げる届出を行うことで、保険料の滞納を解消した
ものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 6 月 26 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 6 年 11
月 1 日から 8 年 6 月 26 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引
き下げられていることが判明した。この当時は月 26 万円程度の給与を受
けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元
に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準
報酬月額は、当初、平成 6 年 11 月から 8 年 5 月までは 26 万円と記録されて
いたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である
8 年 6 月 26 日より後の同年 10 月 7 日付けで、6 年 11 月 1 日に遡及して訂正
され、11 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同
社の取締役を務めていたことが確認できるとともに、申立人が提出した預金
通帳写しから、申立期間当時、毎月、A社からと思われる入金があったこと
が確認できる。

しかし、申立人は、A社の取締役に名を連ねてはいるものの、同社に勤務
していたことはなく、単に名義上の取締役に過ぎない旨を主張している。

また、申立期間当時のA社の代表者に照会したところ、申立人は時々出社
して片付けなどの雑務を行っていたとの証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人とA社との間に使用関係があ
ったとはいえ、厚生年金保険被保険者となる要件を満たしている者とはい
えないことから、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額
に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月3日から29年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和28年10月3日から29年7月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
昭和28年10月3日から33年11月4日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立期間当時の事業主の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚7人のうち、存命中の4人に照会したところ、3人から回答があったが、申立人が同社に勤務していたことは覚えているものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用について、具体的な供述を得ることはできない上、3人全員が自身の入社日を覚えていないため、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたか否か等同社における厚生年金保険の取扱いについても具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時の事業主に、申立人に係る厚生年金保険料の控除について照会したところ、当時の社会保険事務担当者は既に他界しており、当時の資料も保存されていないため不明である旨の回答であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 52 年 10 月まで
② 昭和 53 年 6 月から 63 年 10 月まで
③ 平成元年 5 月から 3 年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、A社に勤務した昭和 50 年 4 月から 52 年 10 月までの期間、自分が代表取締役であったB社に勤務した 53 年 6 月から 63 年 10 月までの期間及びC社に勤務した平成元年 5 月から 3 年 8 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を得た。

各事業所に勤務していた記憶があるので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社、B社及びC社に勤務していた各申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人の雇用保険の加入状況について公共職業安定所に照会したところ、各申立期間における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

2 A社に係る申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録により、「A社」という名称の事業所を検索したところ、該当する事業所は見当たらなかった。

また、商業登記簿謄本により、A社はD市内を営業所として商号登記されていることが確認できたことから、同謄本に記載されている商号使用者に照会したところ、当時の資料は残存していないため申立期間当時の申立人に係る勤務状況について確認することができないとの回答が得られたほか、同事業所は厚生年金保険の適用事業所になったことは無く、従業員の

給与から厚生年金保険料を控除したことも無いとの回答が得られた。

さらに、申立人は、同僚について、呼び名で仕事をしていたのでその氏名は記憶していないとしており、当時の同僚に申立人に係る当時の状況について照会することができない。

- 3 B社に係る申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録により、「E」という名称の事業所を検索したところ、類似した名称の事業所がF市内に存在しており、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であることが確認できたものの、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は「社員が12人以上いたが、社員の住所及び氏名は分からない」としており、当時の同僚に申立人に係る当時の状況について照会することができない。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録から、昭和59年7月から60年6月までの期間について、B社Gにおいて厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

- 4 C社に係る申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録により、「H社」という名称の事業所を検索したところ、I県内に「J社」が該当したものの、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、商業登記簿謄本に記載されているC社の代表取締役、取締役及び監査役に照会したところ、代表取締役及び取締役については住所不明により返送となったほか、監査役については回答が得られなかったことから、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録から、平成元年2月から同年9月までの期間について、有限会社Kにおいて厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

- 5 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から 9 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に平成 6 年 6 月 1 日から 9 年 8 月 31 日まで勤務していた A 社における標準報酬月額について照会したところ、手元の給与明細書の給与支給額と大きく相違している記録となっていることが判明した。平成 3 年以降、給与支給額は 40 万円未満になったことは無く、6 年 6 月から 9 年 8 月までの標準報酬月額の記録は、実際の給与支給額より低い額となっているので、給与支給額に見合った標準報酬月額と厚生年金保険料控除額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 6 年 5 月度から同年 11 月度までの分及び 7 年 12 月度から 9 年 8 月度までの分の給与明細書から、申立人は、当該期間において、社会保険庁のオンライン記録にある標準報酬月額を上回る給与の支給を受けていることが確認できるものの、厚生年金保険として控除されている金額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額から計算した厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、給与明細書を確認することができない平成 6 年 12 月度から 7 年 11 月度までの分については、前後の給与明細書から、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額から計算した厚生年金保険料額が給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、A 社の申立期間当時の事業主に照会したところ、申立期間当時の資料は残存しておらず、当時の社会保険事務担当者の所在も分からないため、標準報酬月額の算定方法等については不明である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案476

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 42 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの期間及びB社に勤務していた 37 年 4 月から 42 年 4 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

両社では正社員として勤務していたことに間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 41 年 9 月 1 日であることが確認できるとともに、申立期間①当時の事業主とその妻は、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、それまでは国民年金に加入していたことが確認できることから、申立人についてのみ厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、申立期間①後にA社に入社したとする同社取締役の一人に照会したところ、同取締役がA社に入社した時点では、同社は社会保険に加入しておらず、その後同取締役が社会保険適用の手続を行ったとの証言が得られた。

2 B社に係る申立期間②について、申立期間②当時の同社の事業主の妻が、申立人が在籍していたことを記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の

資料は無い。

また、社会保険事務所の記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和45年5月1日であることが確認できるとともに、申立期間②当時の事業主とその妻は、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、それまでは国民年金に加入していたことが確認できることから、申立人についてのみ厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人が挙げた同僚に照会したところ、申立期間②当時、社会保険料については控除されていなかった上、同人のB社における厚生年金保険被保険者記録も無いとの証言が得られ、事実、当該同僚のB社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 15 日から 8 年 6 月 26 日まで
平成 4 年 12 月 15 日から 8 年 6 月 26 日まで勤務していた A 社の記録に係る標準報酬月額について、各月における賃金台帳の額が実際に支払われている給与額より低額であることに納得がいかないため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された、申立期間に係る申立人の賃金台帳から、申立人は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支給を受けていることが確認できるものの、健康保険厚生年金保険の保険料として控除されている金額は、社会保険庁のオンライン記録にある申立人に係る標準報酬月額を基に計算した保険料額と一致していることが確認できる。

また、A 社は、報酬月額算定基礎届の提出に際して、「歩合給」（賃金台帳には記載が無い）を算入していなかったと回答しており、報酬月額の届出が適切に行われていなかったことを認めている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。